

令和2年7月1日

校長 松田 芳明

中野区立第二中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、中野区立第二中学校いじめ防止基本方針を策定する。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもにとって、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望が失われるなど、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要があります。

学校として、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止に取り組みます。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組みます。
- (2) いじめは全ての子どもに関する問題であり、いじめはどの集団にも、どの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- (3) 子どもの生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、解決を図ります。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 学校いじめ防止基本方針

- (1) いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的・組織的に取り組む。
- (2) 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己肯定感の涵養に努める。
- (3) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協力を努め、社会全体で生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- (4) 生徒自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める生徒の育成を目指す。

3 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織の構成

いじめ防止対策推進法第22条を受け、本校に「いじめ防止対策委員会」を置く。

委員長を校長とし、構成は副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、主任児童委員、警察経験者などで構成する。

校長のリーダーシップのもと、生徒がいじめを受けていると思われるときは、必要に応じて関係職員を招集する。

(2) 組織の役割

- ①生徒の変化やいじめの早期発見のために学級・学年間の情報を収集・共有し、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ②いじめ事案発生に対して組織的な対応を中心となっていく。
- ③早期発見のため取り組みを組織的に実施する。
- ④生徒、家庭に向けていじめ防止の啓発活動を実施する。
- ⑤教職員に対してのいじめ防止に関する研修を行う。

4 いじめに対する対応

(1) 情報収集

教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から情報を集める。

(2) 指導・支援 組織

いじめ対策防止委員会で指導・支援体制を組む。

(3) 保護者との連携

- ①いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人）との相談体制をとる。
- ②いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

(4) 生徒への指導・支援

- ①つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行う。
- ②事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

5 いじめ防止及ぶ早期発見のための取り組み

(1) いじめ防止の具体的取り組み

- ①生活指導部会・職員会議等での情報交換
- ②全校生徒のスクールカウンセラーとの面談
- ③実態に応じた演習、講演
- ④道徳教育の推進
- ⑤保護者会等での保護者への啓発活動
- ⑥人間関係づくりを重視した学級・学年経営及び体験活動・宿泊行事の充実
- ⑦ネット等を介したいじめ防止のための情報モラル教育の充実
- ⑧学校評議員会等の活用、情報の共有

(2) いじめ発見の具体的取り組み

- ①スクールカウンセラーによる随時面接および1年生全員面接、
教職員との二者面談（9月）、
- ②年2回（7月・12月）の三者面談
- ③SOSの出し方教育
- ④ふれあい月間（6月・11月・2月）の相談活動
- ⑤スクールカウンセラーと連携した相談活動
- ⑥幼・小中学校間の連携強化
- ⑦地域との情報交換

(3) いじめに対する措置

- ①速やかな対応策の検討、実施
- ②いじめた生徒に対する組織的・継続的な観察、指導等
- ③いじめを受けた生徒の保護者への情報を適切に提供する
- ④いじめを受けた生徒のスクールカウンセラー等を活用したケア
- ⑤警察等との情報共有、連携
- ⑥学校評議員会等の活用

(4) いじめに対する研修

- ①生徒理解研修の充実
- ②いじめ防止及び対応に関する研修の計画実施
- ③スクールカウンセラーとの意見交換

(5) 学校・家庭・地域連携事業等の活用

P T A実行委員会や地区委員会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

6 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、中野区教育委員会に速やかに報告する。必要に応じて専門機関や警察等の関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織をいじめ防止対策委員会を中核として設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、明らかになった事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(5) いじめ解消までの継続的な見守り

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月以上）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期にわたり期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、加害生徒への指導を行うとともに、状況の中止を継続する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、必ず被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく。

7 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。

生徒の約束と「いじめ撲滅宣言」

(いじめの禁止)

○いじめは卑怯な行いであり、第二中学校の生徒は、どんな理由があっても絶対にいじめを行ってはいけません。

(はやしたてたり同調したりすることの禁止)

○いじめに対してはやしたてたり、同調したりすることはいじめに加担するひきような行いであり、第二中学校の生徒は、どんな理由があっても絶対にはやしたてたり同調したりしてはいけません。

(いじめを許さないこと)

○第二中学校の生徒は、どんな理由があっても絶対にいじめを許してはいけません。

(いじめに対し見て見ぬふりはいけないこと)

○第二中学校の生徒は、いじめに対し見て見ぬふりをしてはいけません。

(インターネット等によるいじめの禁止)

○第二中学校の生徒は、インターネットやメール、無料通話・SNS等の情報の危険性を理解し、それらを通じていじめをしてはいけません。

(いじめの防止や相談・通報について)

○いじめをやめさせようとすることや、いじめを受けたり見たりした生徒が相談・通報することは勇気ある正しい行いです。

(笑顔であいさつ)

○第二中学校の生徒は楽しい学校を目指し、笑顔であいさつを行います。

(いじめ撲滅宣言)

○第二中学校の生徒会は、いじめを撲滅するため「いじめ撲滅宣言」を行い、楽しい学校づくりを主体的に推進することを誓います。

(生徒会活動とともに)

○いじめは生徒の中で起こっています。本校教職員は生徒会を中心とした生徒が自ら行う「あいさつ運動」や「いじめ防止運動」を積極的に支援し、生徒とともにいじめの防止に取り組みます。